

令和 8 年 5 月 20 日 11 時 46 分頃の沖縄本島近海を震源とする地震に伴う大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について

鹿児島地方気象台は、令和 8 年 5 月 20 日 11 時 46 分頃の沖縄本島近海の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった鹿児島県大島郡与論町について、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

令和 8 年 5 月 20 日 11 時 46 分頃の沖縄本島近海を震源とする地震により、鹿児島県大島郡与論町で震度 5 強を観測しました。

与論町では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、震度 5 強を観測した与論町については、通常よりも警戒を高めるため、当分の間、名瀬測候所が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の 8 割の暫定基準を新たに設ける市町村 与論町

また、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※についても、今回の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞り込みに活用いただけます。

今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 5 段階に色分けして示す情報です。

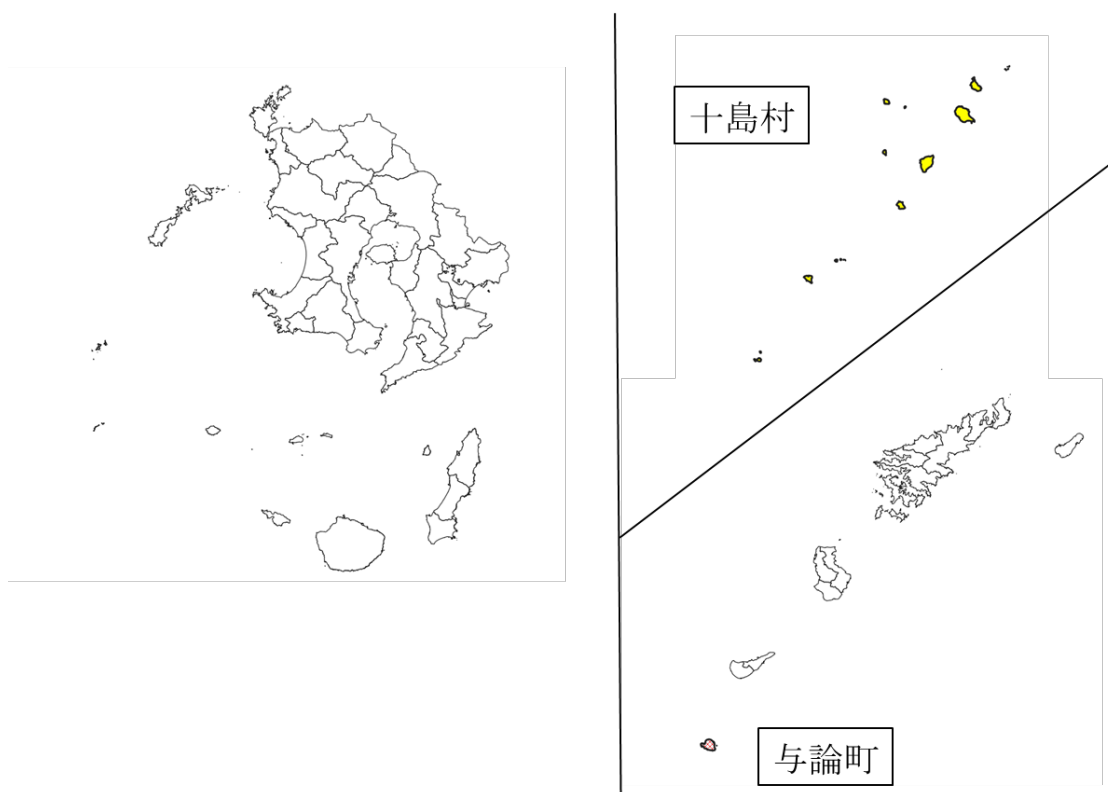
詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

問い合わせ先：鹿児島地方気象台 土砂災害気象官
電話：099-250-9919

別 紙

通常基準を暫定的に変更する市町村



新たに、通常基準の 8 割に引き下げる市町村（与論町）



令和 7 年 7 月 3 日 16 時 13 分のトカラ列島近海の地震に伴い、
通常基準の 7 割で運用している市町村（十島村）